

安芸太田町ヘルスツーリズムイメージキャラクターもりみん 及び森林セラピーのまち安芸太田町ピクトグラム使用規程

(目的)

第1条 この規程は、別記「安芸太田町ヘルスツーリズムキャラクターもりみん」及び「森林セラピーのまち安芸太田町ピクトグラム」(以下「キャラクター等」という。)の使用に関し必要な事項を定める。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、安芸太田町(以下「町」という。)に属する。

(使用の申請)

第3条 キャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめ安芸太田町長(以下「町長」という。)の許諾を受けなければいけない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用について通知すれば足りるものとする。

- (1) 国、県、市町及びその関係機関が公用で使用するとき。
- (2) 報道機関が町政に係る報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めるとき。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要など申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他会長が必要と認める書類

(使用の許諾)

第4条 町長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し当該使用が安芸太田町内の製品の推進や町のPRに寄与すると認めるときは、使用の許諾(以下「使用許諾」という。)をすることができる。この場合において、町長は必要があると認める場合には、キャラクター等の使用方法その他について条件を付することができる。

2 許諾期間は2年以内とする。ただし、更新を妨げない。

3 町長は、使用許諾を行ったときは使用許諾書(別記様式第3号)を申請者へ送付する。

(使用許諾の制限)

第5条 キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められるとき。
- (2) 町の信用又は品位を害すると認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる

とき。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用するとき、及びこれらのものが商品等を販売するとき。

(6) キャラクター等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

(7) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

(8) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められないとき。

(9) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の使用が適当ではないと認められるとき。

(使用料)

第 6 条 キャラクター等の使用については、当分の間無料とする。

(地位の継承)

第 7 条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般継承人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第 8 条 第 4 条の規定による使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された使用内容のみに使用すること。

(2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(3) 第 4 条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) もりみんを用いた商品等を使用、宣伝又は広告に際して、許諾番号（「©安芸太田町もりみん#●●」又は「©town akiota morimin#●●」）をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(許諾内容の変更等)

第 9 条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第 2 号）を町長に提出し、町長の許諾を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更承諾書（別記様式第 4 号）を交付する。

(許諾の取り消し等)

第 10 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合において使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反したとき。
 - (2) 使用者が第4条に使用許諾に付した条件に違反したとき。
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
 - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (5) その他キャラクター等の使用継続が不適当であると認められたとき。
- 2 町長は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 町長は、使用者にキャラクター等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について町の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 町は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 町は、キャラクター等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクター等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 町長は、キャラクター等の使用許諾の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクター等の使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、安芸太田町商工観光課が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年 月 日から施行する。